第百十二条第一項中「主要構造部を耐火構造とした建築物」を削り、「建築物又は」を「建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は」に改め、同項ただし書中「場合において」を「ものについて」に改め、同条第二項第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に定める時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「として」を「として、」に、「場合においては」を「ときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「ものに」とあるのは、「もの又は第三項の規定が適用される建築物の同項に規定する空間部分に」とする。

第百十二条第四項中「第二十一条第一項」の下に「若しくは第二項（これらの規定を同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第二十七条第一項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を、「第二十七条第三項」の下に「（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第六十一条」を「第六十一条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは法第二十七条第一項」を加え、「法第二十七条第一項」を「同項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第十一項中「とした建築物」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加え、同条第十九項中「それぞれ」を削り、同条に次の二項を加える。

22　建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第一項又は第十一項から第十三項までの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

23　第百九条の二の二第三項に規定する建築物に係る第一項又は第十一項の規定の適用については、当該建築物の同条第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

第百十三条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　防火壁又は防火床で火熱遮断壁等に該当するものについては、第一項の規定は、適用しない。

第百十四条に次の一項を加える。

6　建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三項又は第四項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第百十五条の二第一項中「第二十六条第二号ロ」を「第二十六条第一項第二号ロ」に改め、同項第五号中「の主要構造部」を「について、その特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか、又はその主要構造部が」に改め、同条第二項中「第二十六条第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「堆肥舎」を「堆肥舎（たい）」に改める。

第百十七条第二項第一号中「区画された」を「床又は壁により分離された」に改める。

第百二十条第一項の表中「あるか又は」を「ある場合（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が」に改め、同条第二項中「あるか又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第二項及び第百二十二条第一項において同じ。）又は主要構造部が」に改め、同条第四項中「共同住宅」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした共同住宅を含む。第百二十三条の二において同じ。）」を加える。

第百二十一条第二項中「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百二十二条第一項中「その主要構造部」を「主要構造部」に、「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改め、同項ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百二十六条の二第二項第一号中「区画された」を「床若しくは壁又は防火設備により分離された」に改める。

第百二十六条の四に次の一項を加える。

2　第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第百二十六条の五中「前条」を「前条第一項」に改める。

第百二十八条の三第一項第二号中「勾配（こう）」を「勾配」に改め、同条第五項中「とした建築物」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加える。

第百二十八条の四第一項第一号の表中「主要構造部を耐火構造とした建築物又は」を削り、「（一時間準耐火基準に適合するものに限る。）」を「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）であつて一時間準耐火基準に適合するもの」に、「（一時間準耐火基準に適合するものを除く。）」を「であつて一時間準耐火基準に適合しないもの」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第百二十八条の五第一項中「耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「準耐火構造とした建築物」に改める。

第百二十八条の六第一項中「あるか又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第一項において同じ。）又は主要構造部が」に、「前条」を「第百二十八条の五」に改め、同条を第百二十八条の七とし、第五章の二中第百二十八条の五の次に次の一条を加える。

（別の建築物とみなすことができる部分）

第百二十八条の六　第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第百二十九条第一項中「あるか又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改める。

第百二十九条の二第一項中「あるか又は」を「あるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が」に改める。

第百二十九条の十三の二第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第百三十五条の二十第一項第二号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百三十六条の二中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百八条の三第一項第一号イ」を「第百八条の四第一項第一号イ」に改め、同号ロ中「の主要構造部」を「の特定主要構造部」に改め、「（以下この号及び次号ロにおいて「主要構造部等」という。）」を削り、「当該主要構造部等」を「当該特定主要構造部及び外壁開口部設備」に改め、同条第二号ロ中「主要構造部等」を「主要構造部及び外壁開口部設備」に改める。

第百三十六条の二の十一中「それぞれ」を削り、同条第一号イ(1)中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二号の表(一)の項中「第百三十七条の十第四号」を「第百三十七条の十第一号ロ(4)」に改める。

第百三十七条中「法第二十六条、法第二十七条」を「法第二十一条、法第二十二条第一項、法第二十三条、法第二十五条から法第二十七条まで」に改め、「第三十四条第二項」の下に「、法第三十五条、法第三十六条、法第四十三条第一項、法第四十四条第一項」を、「第六十一条」の下に「、法第六十二条」を加える。